

地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社

(併設型・空床型) 短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人清風会
法 人 所 在 地	千葉県市原市平田 1 4 2 8 番地
電 話 番 号	0 4 3 6 (2 5) 5 7 3 3
代 表 者 名	理事長 山崎 雅胤
設 立 年 月 日	平成 1 4 年 7 月 2 3 日

2. 事業所の概要

施 設 の 種 類	地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社 (併設型・空床型) 短期入所生活介護
施 設 の 名 称	ショートステイぬくもりの家惣社
施設の所在地	千葉県市原市惣社 1 2 7 2 番地 1
電 話 番 号	0 4 3 6 (3 7) 5 1 6 5
管 理 者 氏 名	施設長 南條 広樹
開 設 年 月 日	令和 2 年 1 月 1 日
入 所 定 員	1 0 名
施設運営理念	・喜び 幸せを感じられる、オンリーワンの施設を目指します。 ・地域社会とふれあい、心豊かで安心のある暮らしを大切にします。 ・自信と誇りを持ち、質の高いサービスを提供します。
基本方針	・利用者 1 人 1 人の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づいたサービスの提供に努めます。 ・個別サービス計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって日常生活に必要な援助を行います。 ・本体事業所との関係性を大切にするとともに、他の介護保険施設、その他関連機関との密接な連携に努めます。 ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

3. 施設の職員体制

職 種	職員数	資 格
管理者 (施設長)	1 名 (本体施設と兼務)	介護福祉士、社会福祉主事
生活相談員	1 名以上 (本体施設と兼務)	社会福祉士、介護支援専門員 介護福祉士、社会福祉主事
介護職員	5 名以上	介護福祉士、社会福祉主事 ヘルパー資格等
看護職員	1 名以上 (本体施設と兼務)	正看護師
栄 養 士	1 名 (本体施設と兼務)	管理栄養士資格
医師 (嘱託)	1 名 (本体施設と兼務)	医師資格

4. 施設設備の概要

定 員	ショートステイ 10 名（ 特養 29 名 ）			
共同生活室（ユニット）	トイレ（3ヶ所）、洗面所（2ヶ所）			
居 室（ユニット）	ベッド、収納チェスト、洗面所			
施設内共有設備				
浴室	車椅子式入浴装置（ 1 階 ）	1 台	相 談 室	1 室
	座 位 入 浴 装 置（ 1 階 ）	1 台	会 議 室	2 室
	寝 台 浴 装 置（ 2 階 ）	1 台	医 務 室	1 室
	脱 衣 室（各階）	1 室	栄 養 士 室	1 室

5. 利用対象者

要介護 1 以上の方が利用対象となります。

要支援認定の判定が出た場合には、利用頂くことができません。

6. サービス内容

(1) 食事

医療情報をもとに管理栄養士が栄養マネジメントし計画を作成のうえ、利用者の心身状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・朝食：7時30分～ 昼食：12時～ 夕食：17時15分～
- ・おやつ 15時

(2) 入浴

1 週間に 2 回以上、利用者の心身状況などに応じた適切な入浴または清拭を実施します。

- (3) 機能訓練
利用者の心身状況などに応じ、集団リハビリ等を行い、身体機能の低下防止に努めます。
- (4) 介護
ご希望や状態に応じ、衣類の着脱、口腔ケア、整容、排泄、食事等のケア、体位交換、シーツ交換、移動介助、安楽な離床等を行い、その方らしさに配慮した生活援助をします。
- (5) レクリエーション
職員立案によるユニット内レクリエーションの他、季節ごとの行事イベントや、本体施設や施設内託児室との合同イベントを行います。
- (6) 生活相談
生活相談員に、介護以外での日常生活に関することを含め相談頂けます。
- (7) 緊急時の対応
利用者の容態に変化等があった場合には、主治医に連絡するなど必要な処置を講ずる他、ご家族・代理人の方に速やかに連絡をします。
- (8) その他のサービス
契約書第5条1項ならびに重要事項説明書（別紙）③その他の料金記載のサービスを利用することができます。ただし、実費サービスについては、予め利用者及びその家族・代理人等の希望により現金をお預かりしている利用者のみ利用することができることとします。

7. 協力医療機関

- (1) 鎗田病院（千葉県市原市五井899）電話 0436（21）1655
一般内科（消火器・循環器・呼吸器・血液内科・膠原病）、一般外科、神経内科、小児科、整形外科、皮膚科、認知症、脳神経外科、泌尿器科、循環器・血液・足病、生活習慣病、糖尿病・内分泌内科、形成外科、睡眠時無呼吸、乳腺・甲状腺外科
- (2) 訪問歯科
 - ① 医療法人 開成会
 - ② かんざき歯科クリニック

8. 利用料金

- (1) 介護保険の給付対象となる金額は、関係法令に基づいて定められており、サービスの提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。利用料金は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じた料金（法定代理受領）とし、給付対象外の項目については全額となります。
- (2) 介護保険の給付対象とならない金額について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう1ヶ月前までに文書により説明を行います。
- (3) 介護保険改定により給付額に変更が生じた場合や基準費用額に変更が生じた場合には、変更された額にあわせて負担額を変更します。

※ 介護保険給付対象サービス並びに、介護保険給付対象外サービス料金については別紙記載。

9. 利用料金の支払い方法と清算

(1) 利用料金の支払い方法

支払い方法は、原則、銀行口座からの自動引落としとします。(引き落とし手数料 契約者負担) 利用料金は1ヶ月毎に計算し請求します。15日迄に銀行口座へ利用料金の準備をお願いします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。)

(2) 清算

本契約が終了した場合において、重要事項説明書(別紙)記載の介護保険対象料金及び介護保険対象外料金など、利用者及びその家族・代理人等が本契約終了日までに支払うべき利用料金支払い義務及び、契約書第7条に基づく義務を事業者に対して負担している場合は、契約終了日から10日以内に清算するものとします。

10. 利用の手続き

- (1) 原則、要介護1以上の認定を受けた方が利用対象となります。利用に際しては、サービス提供に係る重要事項を説明し契約を締結後、サービスの提供を開始します。
- (2) 契約の有効期間は、要介護認定の有効期間と同様とします。
- (3) 契約の有効期間満了時に利用がなく、その後、利用の再開を希望する場合には、有効期間満了後の認定調査結果や主治医意見書等の情報提供により、契約を継続することが出来ます。

11. 契約の終了

(1) 契約の自動終了

以下の事由に該当した場合には、契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が死亡または、被保険者資格を喪失した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業者の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設等へ入所した場合

(2) 利用者及びその家族・代理人等からの契約解除

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める当該サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が契約書第11条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(3) 事業者からの契約終了

事業者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用開始後、利用者の体調が著しく低下し医療的措置が必要となるなど、契約の目的を念頭においた短期入所生活介護の提供が困難であると事業所が判断した場合
- ③ 契約書第4条ならびに第5条に定めるサービス利用料金の支払いが遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告日から10日以内にこれが支払われない場合
- ④ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 契約書第13条(施設利用上の注意義務及び損害賠償等)をたびたび繰り返す等、円滑なサービス提供を行なうことが困難であると当事業所が判断をした場合
- ⑥ 利用者または利用者家族が、他の利用者および、事業所職員に対して暴力又は乱暴な言動(物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等)、無理な要求、体を触る、手を握る、卑猥な言動等がある場合、その他、個人の情報を聞く、ストーカー行為とみなされる行動がみられる場合には、契約解除事由に該当していることを予告します。予告後においても改善の見込みがない場合においては、契約を解除します。ただし、利用者の現病を起因とするものについては、利用者家族と事業者間で最善の方法を話し合っていくものとします。

1.2. 利用にあたっての留意点

- (1) 利用者は、居室及び施設設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- (2) 利用者は、施設の構築物及び設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。
- (3) 利用者は、契約書第14条(利用者の禁止行為)に該当する行為をすることは出来ません。
- (4) 利用途中であっても、契約書第8条4項に該当する場合には、サービスを中止する場合があります。利用中止となった場合には、速やかに居室の明け渡しを行うものとします。利用中止後、実際に居室が明け渡されるまでの期間は、居住費基準額をご負担頂きます。
- (5) 利用開始日の前日17時までには連絡がなく、利用中止となった場合にはキャンセル料(居住費基準額+食事代基準額の1日分)をご負担頂きます。

1.3. 損害賠償について

- (1) 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。また、当該事由発生につき利用者に過失がある場合は、事業者の損害賠償の額を減額することが出来ます。

- (2) 利用者が、故意または過失により、事業所の設備、備品等に通常の保守管理の限度を超える損害を与えた場合は、契約者は事業者に対してその損害を賠償します。
- (3) 事業者は、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ、契約書第16条の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

14. 身体拘束の廃止

サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を確保するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行いません。

身体拘束を行う場合には、身体拘束廃止に関する委員会を設置するとともに、「身体拘束に関する説明・経過観察記録」に身体拘束にかかる内容、時間、その他利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得なかった理由の記録を行います。また、利用者及びその家族・代理人等に説明し、他に方法がなかったか改善方法の検証を行います。

15. 緊急時の対応

利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に連絡するとともに、病院等に救急搬送するなど必要な処置を講じます。(別紙1)

16. 非常災害対策

災害時の対応	非常通報装置
防災設備	スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、消火器 室内消火栓
防災訓練	年3回 本体施設と合同で実施 (内1回は、夜間又は夜間を想定した訓練を実施)
防火管理者	千葉 貴洋

17. サービス内容に関する相談・苦情の受付、契約者意見の把握体制

- (1) 施設における苦情や相談窓口 電話 0436 (37) 5165
 苦情解決責任者 管 理 者 南條 広樹
 苦情受付担当者 生活相談員 今泉 浩樹、 暮林 藍子、 木内 理恵
 苦情解決第三者委員 渡辺雅武、前田良俊

- (2) 施設以外の相談や苦情の受付
 千葉県国保連合会 介護保険課 苦情処理係 電話 043 (254) 7428
 市原市高齢者支援課 電話 0436 (23) 9873

- (3) 契約者(入所者)等の意見を把握する体制
 運営推進会議の開催状況 ・ ・ ・ 奇数月の開催
 契約者(入所者)等の意見への対応・報告
 関係者並びに、市役所等関係機関への会議録による報告

18. 第三者評価の実施状況、事業所評価・報告

(1) 第三者評価の受審の有無 . . . 無

(2) その他の事業所評価・報告

介護サービス情報の公表（千葉県介護サービス情報公表センター）

高齢者福祉サービス施設状況報告（独立法人福祉医療機構）

介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

19. 個人情報の取り扱い

利用者及び利用者家族・代理人等の貴重な個人情報を介護保険サービス提供機関として、以下の利用目的に沿って利用させていただきます。使用目的以外に使用することはありません。また、契約終了後においても同様とします。

(1) 事業所内での使用

② 利用者に提供する当該サービス

③ 介護保険事務

④ 福祉サービスを提供する上での事務管理業務

(2) 事業所外への情報提供としての使用

⑤ サービス提供をするうえで、他の介護保険事業者との連携を保つ必要がある場合

⑥ 入院、退院による診療のため、医師等からの情報提供を求められた場合

⑦ 定期的な健康診断を受ける場合

⑧ ご家族等への状況説明

⑨ 介護報酬審査機関等への請求書提出

⑩ 保険者及び介護報酬審査機関からの求めに応じた回答

⑪ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

(3) その他の使用

⑫ 社会福祉及び福祉サービス向上のための情報提供

⑬ 施設内での研修会

⑭ 外部監査機関への情報提供

余 白

< 同意等事項 >

- (1) 事業所がサービス提供をする上で知り得た利用者またはその家族等に関する情報を、緊急時やサービス担当者会議等、サービス利用にかかわる事項に用いること（個人情報の利用）に
- 〔 同意する ・ 同意しない 〕

- (2) 事業所が、以下の利用方法において、ご利用者の写真・映像を使用することに

施設内における掲示 [同意する ・ 同意しない]

利用者家族への配布 [同意する ・ 同意しない]

広報・ホームページ・パンフレット等の作成に伴う、配布・掲示・公開
 [同意する ・ 同意しない]

- (3) 生命、又は身体を確保するため、以下の事由に該当する「緊急やむを得ない場合」、身体拘束等、入所者の行動を制限する行為を行うことに

〔 同意する ・ 同意しない 〕

- ① 切迫：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない

- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

- (4) 本体施設（地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社）における、空床型短期入所生活介護の利用について

〔 希望する ・ 希望しない 〕

※「希望する」を選択された場合における介護保険対象料金（加算サービス）は、本体施設の加算サービスが適用されます。（併設型短期入所生活介護で対象とならないものであっても、利用料金が発生します）

令和 年 月 日

（併設型・空床型）ショートステイぬくもりの家惣社の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

< 事業者 > 社会福祉法人清風会
事業所名 ショートステイぬくもりの家惣社（併設型・空床型）
千葉県市原市惣社1 2 7 2 番地 1

管 理 者 印

説明者 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から（併設型・空床型）短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

< 利用者 >

住 所

氏 名 印

< 利用者家族・代理人 >

住 所

氏 名 印

続 柄

利 用 者 氏 名 _____ 様

<健康状態の急変時等、緊急時連絡先の届出>

ふりがな		
氏 名 (続柄)	()	
住 所	〒	
連絡先 (電話番号)	(自宅)	(携帯)
ふりがな		
氏 名 (続柄)	()	
住 所	〒	
連絡先 (電話番号)	(自宅)	(携帯)
ふりがな		
氏 名 (続柄)	()	
住 所	〒	
連絡先 (電話番号)	(自宅)	(携帯)